

「発見WALK WALK 東久留米」事業に ご協力いただける地域の イベントを募集します

市では、多くの皆さんに地域の活動団体などが実施するイベント（観光、地域の祭り、ラジコ体験など）を楽しんでいただくため、昨年より「発見WALK WALK 東久留米」を実施しています。この事業は、地域のイベントをPRし、参加を促すことを目的として、健康づくりを推進することを目的として、活動量を増やし健康づくりを進めることを目的として、市市民の皆さんが新しい「楽しみ」や「やりがい」を見つけて、健康で喜びあふれる毎日を送り、夢と希望の持てる元氣なまち「東久留米」への取り組みに資するイベントを募集しています。



発見WALK WALK 東久留米
地域のイベント募集ページQRコード

29年度「31年度の市民農園利用者」 引き続き募集します

29年度からの市民農園の利用者募集の受付付付を行いました。3月22日現在において、応募総数が募集区画数に達していません。小山農園（小山三丁目、幸農園（幸町二丁目、金山農園（金山町一丁目、下里農園（下里二丁目、浅間農園（浅間町二丁目、神宝農園（神宝町一丁目）に空きがあります。随時申し込みを受け付けていますので、ぜひ応募ください。定員に達した後は補充の受け付けになります。なお、すでに当選した方は、申し込みできませんので、ご注意ください。

東京消防庁災害時支援 ボランティア募集集中

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、消防機関のみでの活動の限界を改めて思い知らされた災害となりました。これを機に東京消防庁では、全国に先駆け「災害ボランティア制度」を発足させました。同ボランティアは、東京消防庁管下で行う消防防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害や事故が発生した際に、活動を支援を行う登録制の専門ボランティアです。同ボランティアに関心のある方は、ぜひ登録ください。ボランティア登録要件
原則として、東京消防庁管轄区域内に居住・勤務・通学し、15歳以上（中学生を除去）、次のいずれかの要件を満たす方が登録できます。



災害時支援
ボランティアマーク

① 応急救護に関する知識を有する方（普通救命講習・赤十字救急法救急員など）
② 過去に消防団員、消防少年団員として、1年以上の経験を有する方
③ 震災時など、復旧活動時の支援に必要となる資格や技術などを有する方
詳しくは東久留米消防署防防課安全係 471-0119（内線323）へ。

29年度 都「地域の底力発展事業助成」 申請事業を募集します

地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み（催し、活動など）を支援するため、都では事業の助成を実施しています。対象：都内に所在する町会・自治会
対象事業：次の通り
① 地域の課題解決のための取り組み
② ①のうち、都が取り組む特定施策の推進につながる取り組み5区分▼防災・節電活動▼青少年健全育成活動▼高齢者の見守り活動▼防犯活動

「認知症介護者家族会」を 開催します

認知症の方を介護する家族の方、日々の不安や心配事などを気軽に話に来ませんか。今回は東部地区の方が対象です。東部地域包括支援センターに申し込みのうえ、ご参加ください。申し込みは4月24日（金）まで。申し込みは4月24日（金）まで。申し込みは4月24日（金）まで。

市民伝言板

◆お母さま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、八幡地区センターで、毎月3000円。◆お父さま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、六仙公園スポーツセンターで、毎月3000円。◆おばあさま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、六仙公園スポーツセンターで、毎月3000円。◆おじいさま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、六仙公園スポーツセンターで、毎月3000円。

◆お母さま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、八幡地区センターで、毎月3000円。◆お父さま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、六仙公園スポーツセンターで、毎月3000円。◆おばあさま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、六仙公園スポーツセンターで、毎月3000円。◆おじいさま教室 第1回と第3土曜日の午後3時～5時、六仙公園スポーツセンターで、毎月3000円。

都「緑のボランティア指導者育成講座」 （基礎講習）受講者を募集します

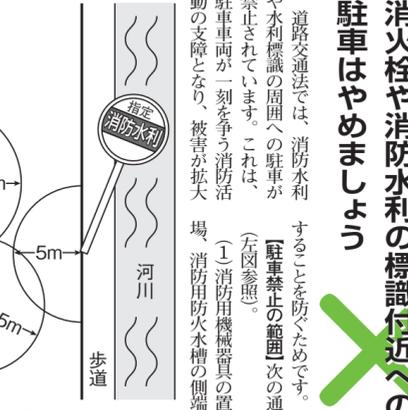
自然観察体験や緑地保全活動など、緑のボランティア活動で指導者として活躍したい方のための知識や技術を学ぶための講習です。講習期間：6月17日（土）～6月18日（日）のうちの8日間。受講料：1万4400円。申し込みは4月24日（金）まで。

手話講習会（入門・基礎・応用・実践）の 受講者を募集します

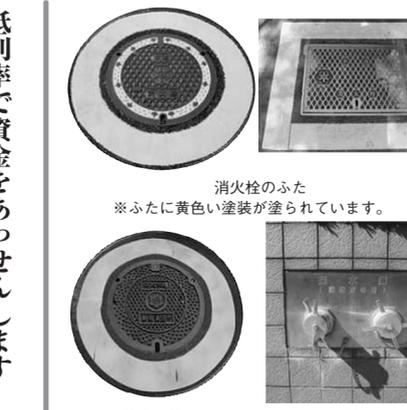
いずれも午前10時～正午。申し込みは4月24日（金）まで。申し込みは4月24日（金）まで。申し込みは4月24日（金）まで。

水利用標識とは

消防水利の周囲には、遠くからでもその位置が分かるように「水利標識」が建てられています。水利標識は、大別して次のように分類されます。消防水利の周囲には、遠くからでもその位置が分かるように「水利標識」が建てられています。水利標識は、大別して次のように分類されます。



道路交通法では、消防水利や水利標識の周囲への駐車は禁止されています。これは、駐車車両が一刻を争う消防活動の支障となり、被害が拡大するのを防ぐためです。駐車を妨げる範囲 次の通り（左図参照）
（1）消防用機械器具の置き場、消防用防火水槽の側端
（2）消防水利と歩道の境界線から5m以内
（3）消防水利と歩道の境界線から5m以内
（4）消防水利と歩道の境界線から5m以内



市では、市内の中小企業者（金融保険業・不動産業・風俗営業を除く）に、低利率で融資をあっせんしています（下表参照）。また、利用する方の負担を軽減するために、利子や信用保証料の一部を市が助成しています（下表「利率」利子補給欄参照）。

中小企業資金融資 制度一覧

制度・条件	融資要件	融資対象	融資限度額	利率	利子補給	融資期間（うち振込置き期間）
1 運転資金	①法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。②同一事業を引き続き1年以上営んでいること。③市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。④適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑤東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。⑥法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	事業に必要な原材料の仕入れ金および、給料の支払いに必要な資金などの流動的な資金	500万円 ※1	1.875% ※1	0.9%	5年以内（3カ月以内）
2 設備資金	①法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。②同一事業を引き続き1年以上営んでいること。③市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。④適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑤東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。⑥法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具などの購入に必要な資金	700万円 ※1	1.875% ※2	0.9%	7年以内（6カ月以内）
3 ボーナス資金	①法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。②同一事業を引き続き1年以上営んでいること。③市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。④適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑤東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。⑥法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	従業員の前払または冬季の一時金の支払いに必要な資金	200万円	1.875% ※1	0.9%	6カ月以内（振込置きなし）
4 公害防止設備資金	①法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。②同一事業を引き続き1年以上営んでいること。③市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。④適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑤東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。⑥法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	工場などにおいて、公害防止に必要な設備投資を行うための資金	700万円	1.875% ※1	0.9%	8年以内（1年以内）
5 商店街振興資金	①法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。②同一事業を引き続き1年以上営んでいること。③市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。④適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑤東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。⑥法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	街路灯、アーケード、駐車施設、従業員厚生施設、その他共同事業に必要な資金	3,000万円	1.875% ※1	0.9%	10年以内（1年以内）
6 新規開業運転資金	新たに会社を設立して市内で創業しようとする方、または市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）で事業を営もうとする方は、上記③～⑥および⑦に該当すること。⑦同一企業に5年以上勤務し、同一事業を営もうとする方（法律に基づく資格を有する方で、その事業を創業する方）	事業を新規に開始（事業を開始して1年未満の方を含む）する際、必要な原材料および商品の仕入れに必要資金などの流動的な資金	300万円	1.875% ※1	0.9%	5年以内（6カ月以内）
7 緊急資金	上記①～⑥および⑦が、前3年間のいずれかの期間と比較して10%以上減少していること	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入れ金および、給料の支払いに必要な資金などの流動的な資金	500万円	1.875% ※1	1.2%	5年以内（1年以内）

小口零細企業資金融資 制度一覧

制度・条件	融資要件	融資対象	融資限度額	利率	利子補給	融資期間（うち振込置き期間）
1 運転資金	①小規模企業者であること。②法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。③同一事業を引き続き1年以上営んでいること。④市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。⑤適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑥東京信用保証協会の信用保証を得られること。⑦法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	事業に必要な原材料の仕入れ金および、給料の支払いに必要な資金などの流動的な資金	500万円 ※1	1.875% ※2	0.9%	5年以内（6カ月以内）
2 設備資金	①小規模企業者であること。②法人の場合は市内に引き続き1年以上、本店所在地を有すること。個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市（西東京、小平、東村山、清瀬、新座）に有すること。③同一事業を引き続き1年以上営んでいること。④市民税・都民税または法人市民税・固定資産税・国民健康保険税などを完納していること。⑤適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。⑥東京信用保証協会の信用保証を得られること。⑦法人の場合は、企業経営上責任ある役員（代表取締役）の連帯保証を得られること。※別途連帯保証人の要件があります。	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具などの購入に必要な資金	700万円 ※1	1.875% ※2	0.9%	7年以内（6カ月以内）
3 不況対策緊急資金	上記①～⑦および⑧が、前3年間のいずれかの期間と比較して10%以上減少していること	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入れ金および、給料の支払いに必要な資金などの流動的な資金	500万円 ※1	1.875% ※2	1.2%	5年以内（6カ月以内）

「発見WALK WALK 東久留米」事業に ご協力いただける地域の イベントを募集します

市では、多くの皆さんに地域の活動団体などが実施するイベント（観光、地域の祭り、ラジコ体験など）を楽しんでいただくため、昨年より「発見WALK WALK 東久留米」を実施しています。この事業は、地域のイベントをPRし、参加を促すことを目的として、健康づくりを推進することを目的として、活動量を増やし健康づくりを進めることを目的として、市市民の皆さんが新しい「楽しみ」や「やりがい」を見つけて、健康で喜びあふれる毎日を送り、夢と希望の持てる元氣なまち「東久留米」への取り組みに資するイベントを募集しています。

29年度「31年度の市民農園利用者」 引き続き募集します

29年度からの市民農園の利用者募集の受付付付を行いました。3月22日現在において、応募総数が募集区画数に達していません。小山農園（小山三丁目、幸農園（幸町二丁目、金山農園（金山町一丁目、下里農園（下里二丁目、浅間農園（浅間町二丁目、神宝農園（神宝町一丁目）に空きがあります。随時申し込みを受け付けていますので、ぜひ応募ください。定員に達した後は補充の受け付けになります。なお、すでに当選した方は、申し込みできませんので、ご注意ください。

東京消防庁災害時支援 ボランティア募集集中

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、消防機関のみでの活動の限界を改めて思い知らされた災害となりました。これを機に東京消防庁では、全国に先駆け「災害ボランティア制度」を発足させました。同ボランティアは、東京消防庁管下で行う消防防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害や事故が発生した際に、活動を支援を行う登録制の専門ボランティアです。同ボランティアに関心のある方は、ぜひ登録ください。ボランティア登録要件
原則として、東京消防庁管轄区域内に居住・勤務・通学し、15歳以上（中学生を除去）、次のいずれかの要件を満たす方が登録できます。

① 応急救護に関する知識を有する方（普通救命講習・赤十字救急法救急員など）
② 過去に消防団員、消防少年団員として、1年以上の経験を有する方
③ 震災時など、復旧活動時の支援に必要となる資格や技術などを有する方
詳しくは東久留米消防署防防課安全係 471-0119（内線323）へ。